

※この法令は廃止されています。

昭和十一年大蔵省令第十二号

供託又ハ寄託セル国債ノ償還金ヲ以テ為ス代リ国債ノ買入ニ閱スル特別取扱規程

供託又ハ寄託セル國債ノ償還金ヲ以テ為ス代リ國債ノ買入ニ閱スル特別取扱規程左ノ通定ム

第一条 法令ノ規定ニ依リ供託又ハ政府二対スル保証若ハ担保トシテ寄託セル國債ノ償還セラル場合差替ノ為其ノ償還金ヲ以テ該國債ノ借換ノ為発行セラル國債ヲ日本銀行ヨリ買入レムトス
ル者ハ本令ノ定ムル所ニ依リ其ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ政府保管有価証券取扱規程第二条但書ノ規定ニ依リ保管スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二条 前条ノ請求ヲ為サムトスル者ハ附録様式ノ特別取扱請求書二通ヲ供託局（供託事務ノ取扱ヲ為ス銀行ヲ含ム以下同シ）又ハ取扱官庁ニ提出スヘシ但シ左記書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一 日本銀行所定ノ国債買受申込書
二 国債ノ変更ニ付主務官庁ノ認可又ハ権利者ノ承諾ヲ必要トスル場合ニ於テハ其ノ認可書又ハ承諾書但シ第六条ニ依ル剩余金ノ処置ヲ認可又ハ承諾スル旨ノ記載アルコトヲ要ス

供託又ハ寄託ニ代用セル甲種登録国債ニ付前条ノ請求ヲ為ス場合ニ在リテハ国債ノ変更ヲ認可スル官庁ヲ取扱官庁トス

第三条 供託局又ハ取扱官庁前条ノ特別取扱請求書ヲ調査シ其ノ請求ニ応スヘキモノト認メタルトキハ其ノ一通ニ承認ノ旨並ニ供託有価証券受託証書（供託事務ノ取扱ヲ為ス銀行ニ在リテハ供託書）、政府保管有価証券振込済通知書ノ番号ヲ記載シ他ノ一通及添附書類ト共ニ直ニ其ノ償還国債ヲ保管スル日本銀行本店支店又ハ代理店ニ送付スヘシ

第四条 日本銀行国債売却ノ決定ヲ為シタルトキハ償還国債ノ償還ヲ受ケ其ノ償還金ヲ以テ国債売却代金ニ充當シ国債変更ニ必要ナル手続ヲ為スヘシ但シ左記各号ノ規定ニ準拠スルコトヲ要ス

第五条 特別取扱請求ニ係ル国債証券ヲ保管スル日本銀行代理店ハ請求書記載ノ事項ト自店保管ニ係ル当該国債証券ト照合ノ上承認ノ旨記載シアル請求書及添附書類ヲ所轄日本銀行本店又ハ支店ニ送付ス

付シ其ノ決定ヲ請フモノトス但シ台北、京城、大連代理店及其实ノ管下代理店ニ在リテハ日本銀行本店ニ送付シ其ノ決定ヲ請フモノトス

二 前号ノ書類ノ送付ヲ受ケタル日本銀行本店又ハ支店力國債売却ノ決定ヲ為シタルトキハ代リ國債証券ヲ當該店ニ送付スヘシ

第六条 日本銀行ニ於テ国債変更ノ手続ヲシタルトキハ受託有価証券変更証書又ハ登録国債変更証書ヲ作製シ之ヲ供託局又ハ取扱官庁ニ送付スヘシ

供託局又ハ取扱官庁前項変更証書ノ送付ヲ受ケタルトキハ国債変更ノ手続ヲシタルトキヲ請求者ニ通知スヘシ

第七条 償還国債ニ付事故アルニ因リ日本銀行ニ於テ国債ノ売却ヲ為シ得サリシトキハ其ノ旨ヲ供託局又ハ取扱官庁ニ通知シ供託局又ハ取扱官庁ハ更ニ其ノ旨ヲ請求者ニ通知スヘシ

第八条 日本銀行償還金ヲ売却代金ニ充当シ剩余金ヲ生シタルトキハ之ヲ取消スコトヲ得ス

第九条 本令ニ依ル特別取扱ノ請求ハ之ヲ取消スコトヲ得ス

第十一条 本令ノ施行ニ必要ナル事項ニシテ財務大臣ノ定ムルモノヲ除クノ外ハ日本銀行之ヲ定メ財務大臣ニ報告スヘシ

第二条 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 则 （平成二年八月二一日大蔵省令第六九号）抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

（施行期日）
（施行期日）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令（前条ただし書に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

4 この省令（前条ただし書に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 则（令和二年一二月二十五日財務省令第八九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附錄様式ノ一（令二財令八九・全改）

供託 国債証券ノ償還金ヲ以テ為ス代リ國債買入特別取扱請
寄託 寄託書

（備考 記名国債証券ノ代リ國債ハ無記名国債証券トス）

一、 買入申込先 日本銀行 店 第 号ノ分

一、 債還国債 年月日 供託 第

（國債名稱） （總額面） （總枚數）

額面 田也 枚

（券面種類） （記号） （証券番号）

田券 回 番

右國債ハ 年 月 日 債還ノ處之方 債還金ヲ以テ右國債借換ノ為
發行セラルル 額面 田也ヲ買入右國債ノ代リトシテ直ニ
供託 ノ手續相受度候条特別取扱方御認可相成度別紙國債買受申
込書相添ヘ此段及請求候也

年月日

住所

氏 名

官 取扱 主任官 庁 殿

右承認ス
年 月 日

官 取扱 主任官 庁 氏

名

附錄様式ノ二

(令二財令八九・全改)

供託 代用甲種登録國債ノ償還金ヲ以テ為ス代リ國債
寄託 〔甲種登〕
〔録國債〕

買入特別取扱請求書

一、買入申込先 日本銀行本店

〔國債〕 〔登録〕 〔記号〕 〔登録〕 〔番号〕 〔登録〕
〔名称〕 〔登録〕 〔記名〕 〔登録〕 〔金額〕 〔登録〕

号回番金円也

右國債ハ 年月日 債還ノ處之力債還金ヲ以テ右國債借換ノ為
發行セラルル 額面 円也ヲ買入右國債ノ代リトシテ直ニ
供託 代用ノ登録手続相受度候條特別取扱方御認可相成度別紙國
債買受申込書相添ヘ此段及請求候也

追テ買入國債ノ元利金ハ 店(何府県何郵便局)ニ於テ御支払
相成度候

年月日

住所 氏名

殿

取扱官序

右承認入

年月日

取扱官序 氏名